

オバマ政権の対ベネズエラ大統領令と中南米諸国の反応 問われている民族自決権の認識

先月 3 月 9 日、オバマ米国大統領は、ベネズエラの治安当局責任者ら 7 人に対し、人権侵害などを理由に米国内資産の凍結と入国禁止などの制裁を科す大統領執行命令を出しました。人権侵害の内容は、「国内の反政府派の迫害、出版の自由の剥奪、反政府抗議に対す



る暴力の行使、人権の侵害、反政府抗議行動参加者の一方的逮捕と拘留、重大な公共汚職」という内容です。これらは、国内的にも国際的にあまり承認されていない疑惑ですが、問題は、これらの内容が、「米国の国家安全保障と外交政策にとって尋常ならざる特別な脅威となっており、私（オバマ大統領）は、ここにこうした脅威に対処するために国家緊急事態を宣言する」という、論理が飛躍したヒステリ

ックなものとなっていることです。

こうした物証が薄弱な事象でもって、その国（政権）を米国の脅威とすることができるならば、ラテンアメリカの国々で内部対立があれば、それを持って米国政府が気に入らない政権（対米自立政権）を米国の脅威と決めつけることができることとなります。これは、明らかにベネズエラの国家主権、民族自決権を認めない立場であり、中南米・カリブ海の国々から一斉に抗議の声が挙げられました。中南米諸国からは、ベネズエラが米国にとって脅威とは考えられず、歴史的にはむしろ米国がベネズエラや中南米諸国にとり脅威となっているとの反論が広く沸き起こりました。

南米諸国連合(UNASUR、南米 12 カ国すべてが加盟)は、すぐさま 3 月 12 日にオバマ大統領に「干渉主義的脅迫」として、大統領令の撤回を要求しました。さらに 3 月 25 日には、域外の国々も含み国連の G77 グループ+中国（134 カ国、国連加盟国の約 70%）が、「ベネズエラの主権と民族自決権を侵害するオバマ大統領令に反対する」宣言を発表しました。翌 26 日には南米・カリブ海諸国共同体 (CELAC、33 カ国) が、オバマ大統領令は、「国際法に違反する抑圧的措置であり、受け入れられない」、「対立の平和的解決、内政不干渉の原則を尊重することが必要で、撤回されるべき」で、「主権の尊重、内部問題不干渉、各国の民族自決権の原則に基づいて対話を行わなければならない、ベネズエラの国内の争点は憲法の規定にしたがって解決されるべきである」と、原則的立場を明確にしたコミュニケを発表しました。また、中南米諸国をはじめ各国で大統領令撤回要求の署名活動が開始されました。

CELAC は、昨年 1 月のハバナ首脳会議で、南米カリブ海地域を平和地帯とする条約を採択し、核兵器禁止条約であるトラテロルコ条約と合わせて、非核・平和地帯となっています。しかし、CELAC 加盟国すべてが、ベネズエラのマドゥーロ政権の内政を全面的に支持している



わけではありません。メキシコ、コロンビア、コスタリカ、パナマなどは、かなり批判的な見解をもっています。しかし、これらの国々がそうした批判を留保し、CELAC が満場一致でベネズエラに連帯してオバマ大統領令の撤回を要求したことは重要です。

その背景を考えてみますと、「国家主権、民族自決権は民主主義の根本であり、もしも反動派の支配にそれらの国がおかれるようになったとしても、それぞれの国の進路は、その国の国民自身が決定するものであり、それに干渉してはならない。ブルジョワジーが支配を握れば勤労人民は、資本主義こそ自分たちの解放のためには問題であることをますます理解するようになる」という指摘があります（レーニン）。また、「被抑圧民族の解放の課題（民族自決）を、支配国のプロレタリアートの解放の過程で実現される革命の副産物とする見方を捨て、支配国の革命に先行して実現されるべき被抑圧民族の独自の任務」という指摘もあります（不破哲三）。即ち、民族自決権の擁護は、個々の内政の評価よりも上位（優先）概念と考えられます。さらには、「民族自決の権利を、国際関係を律する根本原則の一つとして擁護する基本的見地が重要」と、不破氏は強調しています。ベネズエラの国家主権、民族自決権を擁護することは、マドゥーロ政権の内政を一つ一つ支持することではなく、米国のベネズエラへの内政干渉を批判し、ベネズエラの民族自決権を擁護するという国際的な課題なのです。

オバマ大統領は、こうした中南米をはじめとする広範な国際社会の批判を前に、4月9日ジャマイカで「ベネズエラは米国の安全保障にとって脅威ではないし、米国もベネズエラ政府にとって脅威ではない。ベネズエラ政府は、引き続き反政府派を脅迫しているので、大統領令は、人権侵害と汚職に対して出されたものである。制裁は、人権侵害、報道の自由、一方的な逮捕の責任者に科されたものである。大統領令は有効である」と述べました。しかし、これは、大統領令が「人権侵害など（A）が米国の安全保障の脅威となっている（B）」という論理の、Bを否定するが、Aは引き続き問題というもので、論理の矛盾以外の何物でもありません。

翌10日、記者会見でローズ米大統領副補佐官は、「ベネズエラへの制裁は、西半球で米国が歴史的に行なってきた手段である。制裁は、人権侵害を行った限定された人物に対するものであり、ベネズエラが米国の安全保障にと



パナマ市に侵攻した米軍

って脅威であるから科されたものではない。米国は、ベネズエラに脅威を与えることにもベネズエラ政府を転覆することにも関心がない。ベネズエラが解決すべき一連の国内問題を抱えているということは、西半球で広範な国々の支持を得ている」と述べました。確かに「経済制裁」は、米国の対中南米の伝統的な政策です。第二次大戦後主要なものとしては、キューバ（1962年）、チリ（1973年）、グレナダ（1983年）、パナマ（1989年）、ハイチ（1994年）と制裁が科されてきましたが、いずれも米国の軍事侵攻がその後行われており（キューバは傭兵による間接侵攻）、中南米諸国が今回の制裁に続く米軍の軍事介入を危惧する理由があるのです。であるからこそ、マドゥーロ政権の内政への評価に否定的な国でも、CELAの決議に一致して加わったのです。オバマ政権は、国際社会の非難を目先でかわすような実利主義的な政策で言い逃れしていますが、国際社会

は納得していません。

4月10-11日の米州首脳会議では、大統領令の撤回を求める発言が相次ぎました。エクアドルのコレア大統領は、「大統領令は、国際法と米州憲章に厳しく違反するもので、中南米の諸国民は、決して外国の大国の指示や干渉を受け入れない。それらは過去の苦い事実の記憶となっているからである。米国は、中南米・カリブ海諸国が異なった理念と観点をもっている自由な主権国家であることを理解しなければならない」と、問題の本質を明確に指摘しました。オバマ政権がベネズエラの民族自決権を認めて上での対話による解決こそ、真の解決となるべきものと考えます。



(2015年4月25日 新藤通弘)